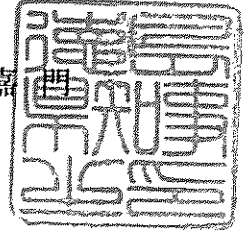


道建第21号  
平成19年5月2日

国土交通省道路局長 宮田 年耕 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



中期的な計画の作成にあたっての意見について  
(平成19.4.2国道企第114号に対する回答)

このことについては、別紙のとおりです。

徳島県では、本県の魅力や個性を十二分に引き出し、全国に誇りうる「オンリーワン徳島」の実現に向け、人・物・情報の広域化、交流拡大が進む「大交流新時代」における「活気にあふれる地域づくり」や「安全で安心な県土づくり」の実現のため、根幹的な社会資本である道路整備を県政の重要施策に位置付け、重点的に整備を進めているところである。しかしながら、厳しい地形条件等から、道路の整備は非常に遅れており、大都市圏等との格差がますます拡大しつつある状況にある。

こうした中で、本県の道路整備を進める上で、今後の道路政策や道路の整備・管理に関する意見については、次のとおりである。

## 1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策について

### (1) 地域の自立と競争力強化

本県は、四国と近畿圏との接点に位置し、四国の玄関口としての地理的優位性を最大限活かし、次に示す産業、観光の振興を図るため、四国横断自動車道や阿南安芸自動車道などの「四国8の字ネットワーク」の整備や空港・港湾と高規格幹線道路等を連結するアクセス道路の整備など、物流、交流連携のための戦略的な道路整備が不可欠となっている。

- ①LED等の先端産業をはじめ医薬品等の健康産業など全国に誇るべき産業の競争力強化。
- ②近畿圏等を市場とする、農産物をはじめとする新鮮で優れた「徳島ブランド」の中部圏等への更なる消費の拡大。
- ③四国八十八箇所代表される優れた歴史・文化資源や美しい自然を有機的に結ぶアクセスの強化による観光の一層の振興や「団塊の世代」等の交流人口の拡大。

### (2) 南海地震や台風等に備えた防災対策

本県は台風の常襲地域であり、特に、平成16年度には5個の台風が上陸し一般国道193号等が寸断され、中山間地域において多くの集落が孤立し人命が危機にさらされるなど、大きな社会損失が発生し、この解消が重要な課題となっている。

さらに、今後30年間で50%の高い確率で南海地震が発生し、最大7.8mに及ぶ津波が予想されており、災害に対して救命・救急活動や復旧・復興活動等を迅速に対応できる、災害に強い道路の確保が不可欠となっている。

このため、緊急輸送道路に位置付けられている国道及び県道を、まさに「命の道」として早期整備を図るとともに、道の駅への防災機能の付加など、災害予防の観点から戦略的な防災対策に取り組んでいく必要がある。

### (3) 県民の生活を支える道路整備

本県では、全国に先行して少子高齢化が進む中、行政の効率化等を進める観点の中で、行政サービス、医療・福祉サービスが広域化してきている。

今後、これらのサービスを確保し、地域社会を維持していく上で、高齢者にとっても、安心して通行できる安全施設やすれ違い可能な生活道路の整備など、地域を支える「生命線」としての道路整備が重要となっている。

### (4) 既存道路ストックの適切な維持・修繕・更新

本県では、吉野川等の大河川が多く、分断された地域を結ぶ重要な役割として数多くの橋梁が整備され、道路実延長に占める橋梁延長（15m以上の橋梁）の割合も全国11位にランクされており、2015年には、供用後50年を経過する県管理橋梁数（延長15m以上）が、現在の約3倍に当たる約200橋と大幅に増加する。

今後、橋梁等の既存の構造物が急速に老朽化するため、道路施設の維持管理を計画的かつ適切に行い、道路網の安全性及び耐久性を確保していく必要がある。

## 2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきことについて

### (1) 事業の透明性、効率性の確保

公共事業の重点化による効率的な予算執行のため、新規事業について重要性、緊急性等について事業評価を実施するとともに、継続事業についても、事業の透明性・効率性の確保のため、事業再評価を実施している。

この中で、中山間地域における道路事業については、現状の費用対効果による評価項目では、十分に実情を反映することは難しく、地方の道路事業の必要性が十分に把握されていない状況にあるため、今後、新たな事業評価手法の構築等が課題となっている。

### (2) ローカルルール適用によるコスト縮減

本県では、中山間地域において2車線で整備すべき道路においても、当面は、ローカルルールを適用し、1.5車線的な道路整備としての待避所整備やすれ違い困難区間への「対向車接近表示システム」の導入など、厳しい財政事情のなか、徹底したコスト縮減に努めているところである。

今後とも、地域の実情に即した構造規格の適用や、計画・設計方法の見直し、新技術の導入等を行いながら、更なるコスト縮減に取り組んでいく必要がある。

### (3) 効率的な事業執行

#### ① 用地取得の迅速化

本県では、都道府県としては全国初の土地収用法の仲裁制度を活用するなど、用地取得の促進のため、効率的な事業執行を進めている。今後とも、法制度を的確に活用し、用地取得のスピードアップを図る必要がある。

#### ② 事業の進捗状況や供用目標等の公表

本県では、事業中の主要な道路事業について、事業執行の透明性の向上や早期供用に向けた計画的な事業執行を図るため、事業の進捗状況や供用目標等を県のホームページ等を活用し公表するとともに、その達成度も評価している。

#### ③ 住民等との協働

本県では、公共事業における行政の説明責任、事業実施過程の透明性を図る観点から、様々な手法による住民参加を推進し、NPOや地域住民とともに育む「まちづくり」を推進している。また、現在、道路の清掃や緑化等を県民、企業、行政が連携して行うアドプトプログラムには、8市11町村で約150団体が登録しており、引き続き、全県的な普及を目指している。

### 3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般について

地域間格差の是正や安全・安心の確保など、地方が切り捨てられることなく、県民が信頼できる道路整備を推進できるよう、地方の道路整備に対する高いニーズを踏まえ、今後とも、地方の道路整備に必要な財源を十分に確保するとともに、地方の実情に配慮した道路事業制度の拡充強化について特段の配慮をお願いしたい。